

## 止戈枢要について 続録を中心として

A Study of *Shika Suyo* (A Military Encyclopedia) : Centered on *Zokuroku* (the Supplementary Volumes)  
KONDO Yoshikazu

## 近藤好和

## はじめに

近世には、兵法・武具や武家故実に関わる文献が数多く著された。その内容は、史料集成、研究書、随筆、遺品の調査・記録書など多様であり、近代以降に刊行されたものもあるが、未翻刻・未刊のままのものがはるかに多い。

本稿では、かかる近世史料を仮に「近世故実書類」と一括して呼称することとするが、筆者は、これまでの武具や戦闘研究において、近世故実書類を使用することはほとんどなかった。しかし、特別展「武士とはなにか」に向けての共同研究等の仕事を通じて、<sup>(2)</sup> 武具研究における近世故実書類の重要性を今さらながら認識するにいたった。

そうしたなかで、下野国黒羽藩第一代藩主大関増業（一七八二—一八四五）が編纂した『止戈枢要』という文献がある。増業は、藩主として財政が逼迫した黒羽藩の藩政改革を行うと同時に、優れた文化人・科学者として多くの著作を遺した。<sup>(3)</sup> 『止戈枢要』もそのうちのひとつで

あり、近世故実書類のなかでも兵法と造兵（武具製作）を中心とした全五二九巻におよぶ大部の研究書である。その造兵に関わる部分は、武具素材の原料生産や加工の方法、その関連諸道具についても網羅的に記述するといった徹底したものである。

『止戈枢要』は、大関家歴代にわたる膨大な数の古文書・記録・文献・各種資料を一括した「大関家文書」中に収められ、栃木県指定有形文化財（書跡）で、黒羽藩があった栃木県大田原市の黒羽町芭蕉の館の所蔵である。<sup>(4)</sup> しかし、ごく一部を除いて未刊であり、次章でみるように、その僅かな刊行部分も本書の主題とする兵法や造兵に関わる部分ではない。

かかる現状をふまえ、今後の武具や戦闘研究に供するために、『止戈枢要』の翻刻を考えるにいたった。そこでまずは、『止戈枢要』のうちでも特に造兵に関わる「続録」という部分について、調査（写真撮影と内容の検討）を開始した。もともと翻刻といっても、冒頭を除いて全文楷書で書かれた漢字片仮名交じり文であり、文字そのものは誰でも読め

る。しかし、文字は読めても、武具関係の専門用語に満ちた内容を理解し、その是非を判断することは誰にでもできることではない。必要なのは内容の解説である。

しかし、多数の分野におよぶ大部の内容を、筆者ひとりですべて解説することは至難である。したがって、今後どうするかは検討中であるが、まずは手始めとして、また、本研究報告の課題である「中近世における武士と武家の資料論的研究」の一環として、現在調査を進めている統録の内容を中心として、『止戈枢要』という文献をここに紹介する。ただし、調査も途に就いたばかりであり、いまだ統録全体には及んでいないことをあらかじめご了承ください。

## I、『止戈枢要』の全体像と統録の内容

まずは『止戈枢要』の全体像を示す。<sup>(5)</sup>『止戈枢要』はかつて四箱に分けて収められ、各箱の蓋裏にそれぞれ、

「深秘、止戈枢要原記、全部四拾六冊、右者我実父老公之累年伝紀也、子々孫々慎勿<sub>レ</sub>過、公男、昌滋(花押)」(増業実子で建部家の養子となつた建部昌滋筆)、

「止戈枢要第一篋、師律要略百五十卷、合冊五十二冊、乗化亭文庫」、  
「止戈枢要第二篋、兵技統記百十六卷、合冊五十六冊、乗化亭文庫」、  
「止戈枢要統録六十二卷、合冊二十五冊、同別録二十五卷、合冊十四冊、六史兵髓全部二十三卷、合冊十六冊、乗化亭文庫」(以上は増業自筆)

と記されている。「乗化亭」とは増業隠居後の号のひとつである。

これによれば、『止戈枢要』は、「原記」四六冊、「師律要略」一五〇卷(五二冊)、「兵技統記」一一六卷(五六冊)、「統録」六二卷(二五冊)、「別録」二五卷(二四冊)からなり、さらに「統録」「別録」とともに『六史兵髓』二三卷(一六冊)が一箱に収められていた。現在、『止戈枢要』

はこれらの箱とは別個に保管されているが、一冊の欠損もなく伝世し、それによれば、「原記」は一七六卷である。つまり『止戈枢要』は全体で五二九卷(一九三冊)となる。

かかる『止戈枢要』のうち、「原記」一七六卷(四六冊)は草稿本、「師律要略」「兵技統記」「統録」「別録」全三五三卷(一四七冊)は、草稿本をもとに記された清書本と考えられおり、『止戈枢要』は原記(草稿本)と清書本の二部構成となる。さらに清書本は「師律要略」と「兵技統記」(合わせて「前録」)<sup>(6)</sup>・「統録」・「別録」の三部構成である。以下、『止戈枢要』は、原記と清書本に分けて考える。

このうち清書本の増業の自序によれば、清書本は「文化甲戌より文政壬午」の九年間に記されたもので、「六史兵髓の外伝と為す」とある。つまり清書本は、文化二年(一八一四)～文政五年(一八二二)に、『六史兵髓』を内伝として、その外伝として編纂されたという。なお、『六史兵髓』は文政三年(一八二〇)成立。六国史を中心とする古代(奈良・平安時代)の文献から兵法・軍事関係の記事を抜き出したものである。<sup>(7)</sup>

原記には総目録が付され、それによるとその構成は次のようになる(以下、各題目に「」を付けることは省略)。師律要略三七卷(巻一～三七)・兵技統記五五卷(巻三八～九二)・器械做法<sup>そくほう</sup>三四卷(巻九三～一二六)・機織彙編<sup>きぢ</sup>一五卷(巻一二七～一四一)・組紐備考<sup>そじゆん</sup>三卷(巻一四二～一四四)・彩色類聚二卷(巻一四五～一四六)・工匠哀録<sup>ほうく</sup>一〇卷(巻一四七～一五六)・放鷹要談一〇卷(巻一五七～一六六)である。ただし、放鷹要談を一〇巻とするのは総目録の誤りで、実際は二〇巻(巻一五七～一七六)である。

また、総目録によれば、各内容は、師律要略が兵法、兵技統記が武技、器械做法が造兵、機織彙編が紡績・紡織、組紐備考が組紐、彩色類聚が染色に関わるもので、工匠哀録と放鷹要談は記述がないが、題目からすれば、前者は手工業の職人や道具に関わることを考えられ、後者は放鷹

(鷹狩)に関わることは明らかであろう。

かかる原記のうち、機織彙編一五巻・彩色類聚二巻と、器械做法三四巻のうち巻一〇一〜一二五(皮革・絹布・鞋・毛氈部分)・組紉備考三巻が、下鳥正憲によって校訂・刊行されたが(一九四〇〜一九四一年)、ほかは未刊である<sup>(8)</sup>。

もつとも、原記のうち機織彙編を中心に組紉備考・彩色類聚・器械做法(その一部)の内容を、増業が再編集した『機織彙編』五巻(五冊)が文政一三年(一八三〇)に刊行され、その後版を重ねて現在まで刊行され続けている<sup>(9)</sup>。ただし、この刊本の『機織彙編』は、題目は同様であるが、原記をもとに清書本が編纂されたのと同じく、原記から編纂されたものであり、原記の機織彙編一五巻とは内容の重複はあっても別個のものである。つまりこの刊本の『機織彙編』は、ともに原記から編纂されたという意味で、清書本と同列の位置にあるが、『止戈枢要』とは別個のものと考えるべきであろう。

ついで清書本の構成を改めて記すと、前録二六六巻(師律要略一五〇巻・兵技統記一一六巻)・統録六二二巻・別録二五巻である(各巻通巻ではなく、題目ごとに巻数は独立)。

このうち前録は師律要略・兵技統記ともに題目が共通することから、原記のそれをもとに編纂されたことは容易に推察できよう。また、別録は兵法や武具から離れ、武家故実のうち礼法に関わる部分を記しているらしい<sup>(10)</sup>。しかし、原記と清書本のうち前録・別録は筆者は未調査なので、各内容については今後の課題としたい。

調査を開始したのは統録である。その構成は、六二二巻すべて「兵具做法」であり、盔甲製式三〇巻(巻一〜三〇・一三冊)・刀劍製式三巻(巻三一〜三三)・鎗類製式二巻(巻三四〜三五)・刀鎗製造補翼一卷(巻三六・巻三一〜三二で一冊)・巻三三〜三六で一冊)・射器製式七巻(巻三七〜四三・三冊)・馬具製式六巻(巻四四〜四九・二冊)・雑具製式三巻(巻

五〇〜五二・一冊)・旌旗製式二巻(巻五三〜五四)・帷幕製式一卷(巻五五・巻五三〜五五で一冊)・砲具製式三巻(巻五六〜五八)・戦具製式四巻(巻五九〜六二・巻五六〜五九で一冊)・巻六〇〜六二で一冊)である。兵具做法という題目、また、各巻それぞれが「製式」とあるように、統録の内容はすべて造兵に関わるものであり、原記の器械做法をもとに編纂されたことは容易に推測できる。さらに、次章以下で検討する各製式の内容を勘案すると、原記の機織彙編・組紉備考・彩色類聚・工匠哀録の要素も多分に含んでいると考えられる(その意味では、刊本の『機織彙編』との共通性もある)。

ただし、本稿執筆開始時点(二〇一二年三月)で調査(撮影)が終了しているのは、盔甲製式三〇巻・刀劍製式三巻・鎗類製式三巻・刀鎗製造補翼一卷・射器製式七巻・馬具製式六巻・砲具製式三巻である。つまり武具・馬具そのものに関わる部分であり、ほかは未調査(未撮影)である。それでも書式の検討と大まかな内容の閲覧は行った。

書式は袋綴の冊子。字体は、既述のように冒頭を除いて漢字片仮名交じりの楷書体。多数の図版が挿入され、図版だけの巻もある。また、冊子一冊に二〜三巻が収められ、巻数と冊数は一致せず、冊数の方が巻数よりも少ない。ここでは冊数ではなく巻数を用いる。

寸法は巻二一〜三〇収録分の五冊のみ、縦二五・三センチ、横一七・五センチであるが、巻一〜二〇と巻三一〜六二収録分の二〇冊は、縦二六・八センチ、横一八・八センチである。この書式(寸法は後者)<sup>(11)</sup>は、前録・別録ともにほぼ同様と考えられる。

なお、清書本は増業の自筆部分が多い<sup>(12)</sup>というが、統録は清書本の一部であるだけに書き損じが皆無に近い。また、図版は精緻である。これは清書本の製作に、増業と関係が深い黒羽藩御抱絵師小泉斐<sup>(あやる)</sup>(一七七〇〜一八四五)が関係していたためであるらしい<sup>(13)</sup>。

以下、統録の具体的内容を、①盔甲製式、②刀劍製式、③射器製式、

馬具製式、戦具製式の三群に分割し、章を分けて検討していくが、各製式ともに原則的に冒頭部分と末尾部分の原文を掲げ（適宜、句読点・返り点・ルビ等を付し、また必要に応じて傍線を付す）、その間の個別内容概要を記すに留める。

なお、各製式の冒頭部分と末尾部分は、それぞれの製式の序文と結語に必ずしも該当するわけではなく、単なる冒頭と末尾に過ぎない場合もある。したがって、各製式の冒頭部分と末尾部分だけを機械的に引用することは、各製式の紹介方法として有効とはいえないかもしれない。しかし、続録全体をまんべんなく紹介するためには機械的にならざるを得ない部分もある。各製式個別の紹介は今後の課題とし、まずは続録冒頭部分と末尾部分の機械的な引用でご了承願いたい。

## II、盔甲製式

まずは盔甲製式からみていこう。

### ● 盔甲製式三〇巻（巻一～巻三〇）

甲冑と小具足の製作法を記す。

#### ◆ 巻一 冒頭

盔甲製式一、

抑治乱安危に居て預め其備なき時は必臨<sup>レ</sup>時て津まつく、詩云、迨<sup>三</sup>天之未<sup>二</sup>陰雨<sup>一</sup>、徹<sup>二</sup>彼桑土<sup>一</sup>、綱<sup>二</sup>謬<sup>一</sup>牖<sup>二</sup>戸<sup>一</sup>、今、女<sup>二</sup>下民或敢侮<sup>レ</sup>予、二百余年以来天下世事兵革を不<sup>レ</sup>知こと既久しけれハ、武夫も漸く其事を怠り、不<sup>レ</sup>図之備たるへき器械之制の利害得失を尋問て知者希なり、又膠柱之説紛々として世人を疑惑せしめ、以<sup>二</sup>甲冑<sup>一</sup>称<sup>二</sup>茶器<sup>一</sup>玩弄之器と齊しくなして武門之実を失ふ、糾々武夫ハ宜其実理を得て函人にのみゆだ称す、己身制之其可と否を可<sup>レ</sup>知なり、袍袴ハ治世之常服、兜鎧ハ乱世之武服なり、服色其常を不<sup>レ</sup>得は非礼な

り、甲冑之制沿革して古今其制作の異なるを以、宜其本旨を考て温<sup>レ</sup>故知<sup>レ</sup>新ときハ、日々月々に其要を得て鍛錬製作の濫輿を自得すべき也、我亦積年此道を志し、平生彼得失を考て自から我邦之産と異国之産の牛革を得て兜鎧十余領を練り製之、自弓・銃を以て射<sup>レ</sup>之貫<sup>レ</sup>之、鎗刀を志て切<sup>レ</sup>之突<sup>レ</sup>之、或ハ着甲して劍鎗弓馬之業を炎天雪中に試<sup>レ</sup>之、略其旨を知るを以、後世忠膽義勇之烈士等の矢石を防禦せん神籬の爲にとて、甲冑之鍛錬製作之法則之大概に私意を加へ、其利害を記志て文化之末より文政の初に至て其功終る、名て盔甲製式と云、

盔甲製式の序文である。漢字平仮名交じりで行書体・草書体を含み、漢字片仮名交じりで楷書体で記された本文とは書体が相違し、続録全体の序文にも相当すると考えられる。なお、原文にない読点や返点を適宜入れた（以下同じ）。

内容は、泰平の世が長く続き、武士の戦闘や武具に対する正しい知識が乏しくなったなかで、武士自身が甲冑を製作することの重要性を強調する。甲冑を自身で製作するためにはその細部までを熟知していなければならず、製作法を知れば、自ずから甲冑に対する正しい知識が得られることになる。

また、増業自身が甲冑を製作してその防御性を試したと記している。『止戈枢要』を含む「大関家文書」のなかに、多くの甲冑・小具足の遺品の模写図や製作のための雛形（甲冑・小具足の型紙）が伝世し、また、増業が自作して実家の伊予大洲藩加藤家に送った甲冑（通称「船手具足」）も現存しており、それを裏付けている。

### ● 各巻概要

#### ◆ 巻一

甲冑起源論、甲冑総論、冑、面具、喉輪、大鎧、鳩尾板、梅檀板

- ◆ 卷二 腹巻、筒丸、具足、着籠、膚鎧、襟巻、肩着
  - ◆ 卷三 袖、小具足、冑緒、冑蓑
  - ◆ 卷四 産着鎧、威総論、威毛、札
  - ◆ 卷五 甲冑製作前論、甲冑制法要旨九カ条、甲冑各部寸法、甲冑各部札数、肩掛胴
  - ◆ 卷六 鉄鍛錬法、甲冑・小具足鉄製部分製作法、鉄・鉄製品製作諸道具製作法・図
  - ◆ 卷七 各種冑・立物図、喉輪・面具図、大鎧・腹巻・胴丸各部位図、具足胴図、小具足図、腹当図、襟巻・肩着・脇当各図、札頭図
  - ◆ 卷八 甲冑・籠手・脛当仕立雛形図
  - ◆ 卷九 鉄線製作法、製鉄法、鎖製作法、飾金具製作法、各種鑿図、鉄鑄付法、真鍮発色法、金属腐食法、各種合金製作法、鉦製作法、鍍金法、諸道具図
  - ◆ 卷一〇 皮革製造・加工法
  - ◆ 卷一一 和紙製作法、張懸製作法、綿甲製作法、軽堅甲製作法
  - ◆ 卷一二 漆利害、生漆、漆種類、塗漆法種類、漆礎種類、漆木栽培法、漆木善悪判断法、各種塗漆法
  - ◆ 卷一三 漆木栽培法、漆抽出法、漆選択法
  - ◆ 卷一四 塗漆法、諸漆合製法、塗漆諸道具図
  - ◆ 卷一五 横縫、威、威糸、横縫法、威法、冑・大鎧製作法
  - ◆ 卷一六 大鎧緒所各図、籠手製作法、伏組法
  - ◆ 卷一七 冑・立物利害
  - ◆ 卷一八 頬当・喉輪・甲胴各利害
  - ◆ 卷一九 甲胴・冑利害
  - ◆ 卷二〇 袖・籠手・佩楯・脛当各利害
  - ◆ 卷二一 絹糸製作法
  - ◆ 卷二二 組紐製作法
  - ◆ 卷二三 組紐製作法、大鎧・胴丸・最上胴具足各威毛貝数
  - ◆ 卷二四 各種布帛織方
  - ◆ 卷二五 各種布帛織方、機織器図
  - ◆ 卷二六 染革製作法
  - ◆ 卷二七 画革図版
  - ◆ 卷二八 布帛糊張法
  - ◆ 卷二九 布帛染色法
  - ◆ 卷三〇 甲冑製作心規十二箇条
- 続録は、各巻のなかで内容に応じた小見出しが付く場合と付かない場合があり、盔甲製式は小見出しが付く場合が多い。小見出しが付かない場合は的確に要約し切れないものもある。また、小見出しおよび本文中の用語は、同じものでもいくつかの異なる漢字表記があり、そのなかには、盔甲製式の「盔」が「かぶと」であるように、通常は使用しない漢字が用いられている場合も多く、また異体字もある。それらは筆者の見識で統一・変換した。こうした概要のまとめ方は、刀剣製式以下の各製式でも同様である。
- さて、盔甲製式は分量が多いために、各概要を個別にみることはせず、総体としてみていくが、まず各巻の概要をさらに要約すると次のようになる。
- ◆ 卷一〜四 甲冑・小道具の総論と各論
  - ◆ 卷五〜八・一五〜一六 甲冑・小具足製作法
  - ◆ 卷九〜一四・二一〜二九 甲冑・小具足の原材料製作法
  - ◆ 卷一七〜二〇 甲冑・小具足利害
  - ◆ 卷三〇 甲冑・小具足製作心得
- このうち甲冑・小具足利害とは、多様な種類・様式がある甲冑・小具足それぞれのいわば長所(利)と短所(害)をまとめたものである。か

かる利害は他の製式でもみられ、いずれも実用（実戦）を想定してのことである。

ところで、中世の甲冑は、甲は大鎧・腹巻・胴丸・腹巻鎧・腹当の五種類、冑は星冑・筋冑の二種類がある。<sup>(16)</sup>この五種類の甲すべてと、二種類の冑の鞆は、札を横縫してできた札板を縦に威して形成される。これに対し、近世の甲冑は、中世の甲冑のように様式が統一されておらず、様々な様式が生まれ、むしろ中世的な札製甲冑は減少した。かかる近世の甲冑は具足と総称した。

また、小具足は、中世・近世ともに面具・喉輪・籠手・佩楯・脛当等がある。中世ではこの小具足は甲冑とは別個の存在であったが、近世では小具足は甲冑と一体のものとなった。小具足と一体となったから近世の甲冑を具足というのである。<sup>(17)</sup>

盔甲製式には、かかる甲冑・具足・小具足の総論・各論・製作法が網羅的に記されている。盔甲製式が統録全体のほぼ半数を占める三〇巻（一二三冊）であるのも、既述のように増業自身が甲冑の模写図や雛形を収集し、具足を自作するほどに甲冑製作に対して特に意欲があったこともさることながら、甲冑・小具足は武具のなかでもその構造が最も複雑であり、かつそれらが中世から近世にわたってじつに様々な様式と種類があるなかで、それらが網羅的に記されているからである。

ただし、腹巻と胴丸は中世と近世以降で名称と構造の対応関係が逆転した<sup>(18)</sup>が、盔甲製式の腹巻と胴丸は近世の理解、つまり腹巻は背中引合・草摺七間、胴丸は右引合・草摺八間（現在の理解と同じ）である。また、腹巻鎧（近世では胴丸鎧）についての記述はなく、腹当についても記述はごくわずかである。<sup>(19)</sup>

こうしたなかで特に注目されるのは、まず甲冑・小具足の原材料となる鉄を筆頭とする金属をはじめ皮革・和紙・漆・絹糸・組紐・布帛等の製作・加工法が、盔甲製式の半分を占める全一五巻にわたって記されて

いる点である。しかもその記述は徹底しており、例えば漆の場合は、漆木の種の処理法や苗床の作り方から始めてその栽培法を詳述したり、絹糸では、蚕がはき出した糸の紡ぎ方から記述するといった具合である。なお、これらの原材料の製作・加工法は、原記の機織彙編・組紐備考・彩色類聚等からの抜粋であることは明らかで、またそのことが本文中にも記されている。

そして、甲冑・小具足そして原材料の製作・加工法には、必ずといっていいほどそれに必要な諸道具が図版入りで列挙され、その諸道具の製作法までが記されている。

こうした原材料の製作・加工法や関係諸道具についての記述があるのは、盔甲製式に限らず各製式でも同様である。ただし、例えば鉄などのように各製式に共通するものは、盔甲製式だけに記されて、他の製式では記されていない。

日本の武具（特に甲冑）は、ここに示されているような多様な原材料とその加工技術に裏打ちされた総合的手工業品である。だからこそ現在のように甲冑・刀剣を中心として美術工芸遺品（芸術品）として鑑賞の対象にもなるわけであり、実際の造兵を想定すれば、原材料や製作諸道具に関する記述があるのは当然のことである。しかし、それが極めて徹底しているのが、類書にない統録の大きな特徴である。

ただし、総体的にいえることだが、統録には本文・図版ともに記述の根拠が示されていない。つまり増業は実際には多くの遺品や文献を調査したうえで統録を編纂しているはずだが、例えば図版にはそのもととなった遺品の名称や所蔵先などはまったく記されていないし、本文中にも特定の遺品に即して記述したり、特定の文献を引用している部分もない。あくまで普遍的な一般論として図版が描かれ、本文が記述されている。

とはいえ、その記述は、荒唐無稽な憶測を一切交えず、事実をひたす

ら記すという極めて客観的・学問的な実用書であり、現在の学問水準からすれば否定すべき箇所もあるが、統録の史料的价值は高いものがある。

◆卷三〇末尾

一、製作ノ道ヲ深く可レ知事、惣テ其本ヲ穿鑿シテ不レ知バ、善悪・良不良皆空々タル論トナル、武人自カラ製作スル心ナクトモ、甲冑一領ヲ製スル大旨ハ可レ知ナリ、不レ然ハ無益ノ処ニ念入テ、要用ノ所自然ト疎略ト成ル、函人等ノ費ヲ取ルハ、多ク無益ノ所ニ手工入テ、要用ノ所ハ必ス略ス、自ラ製作セハ、函人ニマカセ製タル費ノ十分一ニシテ、其器ハ堅固ナルヘシ、其本ヲ不レ知故ニ具足ノ製作ハ容易不レ成ト思ヒ、寒土ノ不レ及ト手ヲ置ク、不覚ノ一ツナリ、憤發シテ志ヲ起サバ、武道ヲ学者コレシキノ細工ノ弁ヘラレザル事アルベキニ非ズ、昇平ニ化セラレ、日々ニ一鶏ヲ盗ノ輩ノ世ニアルコソ、武国ノ本意ヲ失フ、只甲冑ノ目利ヲ以テ茶器ノ目利ト同ジクシ、高金ヲ費ス故ニ片々ノ用ヲ缺ク、我は私ニ歎キ、甲冑製作ノ一部ヲ撰述シ、終ニ此十二箇條ヲ書シテ、武夫今日武芸ヲ学フ間隙アラバ、是一事ヲ志シ、私嗜セン事ヲ思フテナリ、然トモ其制作ノ道、是記ニ漏落ルコトアリ、其道ニクハシキ人ニ可レ尋、又為ニ口訣ニ或秘事ハ不レ記ノ所モ多シ、全ク教ヲ他人ニ立テ我カ子々孫々ノ戒トス（傍線は筆者）、

これは盔甲製式末尾に記された「甲冑製作心規十二箇条」の十二箇条目であり、甲冑製作に関する増業の主張の総括部分である。最初の部分は盔甲製式序文の内容とも共通し、特に二ヶ所の傍線を付した部分からは、泰平の世における甲冑のあり方がわかる。

泰平の世になっても、各藩では歴代藩主の具足が製作され続け、それは藩祖や先代の具足の様式を踏襲する場合が多い<sup>(20)</sup>。その際に、その具足を実戦で使用することはまずない状況のなかで、前半の傍線部分のようなことが実際に行われていたのであろう。

その一方で、泰平の世になると、実用よりも外見を重視して奇を衒った具足や、また復古甲冑が成立する。復古甲冑は、大鎧や星冑等の中世甲冑の様式を模倣し、装飾過多で無用に重く、実戦の役には立たない現在の節供飾に通じる飾甲冑である<sup>(21)</sup>。増業の念頭には、こうしたいわば泰平の世の産物である具足や復古甲冑もあつたのであろう。

一方、後半の傍線部分に関しては、盔甲製式冒頭にも「以ニ甲冑称ニ茶器ニ玩弄之器と齊しくなして武門之美を失ふ」という文言があつたが、つまりは甲冑が、茶道具と同じように鑑賞の対象になつていくということである。これは現在の甲冑のあり方と同様であり、前半の傍線部分で記されていることも関連することである。

増業はかかる状況を歎いて、盔甲製式を記したという。

なお、最後に「又為ニ口訣ニ或秘事ハ不レ記ノ所モ多シ」とある。「口訣」は、口伝つまり口で伝えるべき秘訣や、「秘事」つまり秘密にして特定の人にのみ伝える奥義は記さない場合も多いという。秘事を容易く記さないのは首肯できるが、口伝を記さないのは文章では表現しきれないからであろう。ここでは甲冑・小具足について記しているが、いかなる製作技術にも秘事や口伝はある。事実、盔甲製式に限らず、統録には秘事や口伝に任せて記されていないことも多い。

Ⅲ、刀劍製式・鎗類製式・刀鎗製式補翼・射器製式

次いで刀劍製式・鎗類製式・刀鎗製式補翼・射器製式に移る。まずは刀劍製式。

●刀劍製式三卷（卷三一〜三三）

太刀と刀の製作法を記す。

◆卷三一冒頭

刀劍製式一、

一、衛府ノ太刀（筋太刀トモ云）、長二尺一寸、柄長九寸或八寸、甲金、猿手通鴨目、鮫白鮫、目貫七ツ、鏢モツカウ、金・銀心次第、鏢二重鏢、切刃、大・小・鏢カツキ、以上三枚也、一・二ノ足、足ノセメ金物、革紋、一ノセメ、二ノセメ、三ノセメ、芝引、雨覆、猿手ノ露、何モ金・銀・赤銅可レ任心、鞘梨子地、金・銀金具置紋等可レ任心、帯取討緒、平打、色不レ定、猿手ノ緒同前ナリ、

刀剣製式の最初は、「衛府ノ太刀」（衛府太刀）である。「筋太刀」（筋劔）ともよばれた。しかし、この理解は本来の理解からすれば、まったくの誤解である。本来の衛府太刀は武官が佩帯。そこで衛府太刀という。刀身の茎に相当する部分をそのまま柄とした共鉄造。そこに毛抜型の透かしを入れ、毛抜型太刀ともいう。鎌倉期には茎に柄木を加えた通常の柄に毛抜型の飾目貫を加えた様式も成立。いずれにしろ本来の衛府太刀の特徴は、柄の毛抜型<sup>(22)</sup>。一方、筋劔は勅授帯劔の文官公卿が佩帯。殿上人以上の武官も佩帯した。金物等の外装装飾の相違で、如法飾劔・螺鈿劔・細劔に大別。いずれにしろその鐔は分銅型の唐鐔が特徴<sup>(23)</sup>。近世の武家も、状況・立場に応じて束帯や衣冠などの公家装束を着用し、五位以上は束帯に筋劔（唐鐔の太刀）、四位以上は衣冠に衛府太刀（毛抜型太刀）を佩帯した<sup>(24)</sup>。

しかし、本例は「鏢モツカウ」とあり、帽額型鐔で唐鐔ではなく、掲載の図によれば、柄に毛抜型もない。つまり本例の衛府太刀の理解はまったくの誤解に基づくものである<sup>(25)</sup>。

#### ●各巻概要

- ◆巻三一 衛府太刀、鞘卷太刀、尻鞘、兵庫鏢太刀、黄金作太刀、白金作太刀、巖物作太刀、陽太刀・陰太刀、長覆輪太刀、野太刀、中巻、差刀、打刀、陣刀、助差、少サ刀、腕貫、腰当

- ◆巻三二 刀身製作法、刀身研磨法、外装製作法、外装金具用金属製

作・加工法、金属加工用諸道具図、各種刀剣金具図

#### ◆巻三三 鞘塗漆法、鮫着法、柄巻法

刀剣は、広義では太刀・刀・長刀・鏢等の総称でもあるが、狭義では太刀と刀である。刀剣製式の「刀剣」も太刀と刀の意であり、長刀と鏢は鎗類製式に記す。

最初に概要理解の前提を述べる。中世・近世の太刀と刀の相違点の要点は、鞘に施された佩帯装置である。太刀は足金物・帯執・佩緒という佩帯装置で刀身の刃側を下に向けて左腰に佩く（吊り下げる）様式である。一方、刀は栗型・返角（折金とも）・下緒という佩帯装置（返角がない場合も）で刃側を上に向けて原則として左腰に差す様式であり、中世の刀には打刀と腰刀があった。打刀は反りのある彎刀である程度の寸法があり、腰刀は反りのない直刀で短寸である。近世の武士は、このうち打刀の大小（長短）二本を腰に差し、一般的にはその大を刀、小を脇差<sup>(26)</sup>という。

巻三一は、そうした太刀と刀の種類を記す。衛府太刀から巖物作太刀・長覆輪太刀・野太刀・中巻までが太刀の種類、差刀・打刀・助差・少サ刀が刀の種類である。このうち太刀の種類は、衛府太刀は既述のように儀仗、それ以外は兵仗である。鞘卷太刀は糸卷太刀ともいい、近世もつとも一般的な様式で、柄と鞘に糸巻を施した太刀である。兵庫鏢太刀から長覆輪太刀はいずれも外装金物の状態の相違にすぎない。野太刀は外装様式は鞘卷太刀とほぼ同じで鞘四尺・柄一尺におよぶ大太刀で、背負って佩帯し、これを長巻ともよぶ。中巻は柄の寸法も三尺におよぶ大太刀で、戦場には抜き身を佩帯した。なお、尻鞘は太刀の鞘に差し込む毛皮製のサック。陽太刀・陰太刀は、それぞれ衛府太刀（細劔）と鞘卷太刀に対する近世の俗称である。

次いで刀に移るが、その種類名称は、近世独特（あるいは増業独特か）のものが多く、それぞれは本文から判断すると次のようになる。まず差



刀は単に刀ともよぶ、つまり大小の大。打刀は、大小の小つまり脇差のことである。助差は、中世の腰刀や短寸の打刀に相当し、近世でいう小脇差や中脇差（通常よりも短寸の脇差）の総称。太刀等の補助の刀剣という意から「助差」の名があるらしい。少サ刀は、近世の大小は刀と脇差で外装の様式に相違があるが、そのうち刀の外装様式で短寸のものである。

ところで、刀剣の種類として陣刀もみえる。これは戦場で使用する刀剣（中世でいう打刀中心）のことで、それを選ぶ際の心得（諸注意）も記されている。また、腕貫は柄把握の補強となる緒紐、腰当は具足の腰に刀剣を佩帯するための装置で、ともに戦場で刀剣を使用するための補助具である。

ことさらに陣刀が区別され、腕貫や腰当が記されているのは、大小などの日常佩帯の刀剣は、戦場で使用する刀剣とは相違するという意識が、増業にあったからであろう。

卷三二・三三は刀身・外装製作法であるが、太刀のことは記されておらず、記されているのは大小（刀と脇差）のことである。

まず刀身製作法。十文字鍔刀身の製作法などもみえるが、総体的に刀剣製作法は記述が少ない。しかもその末尾には「鍛錬ノ次第ノ細密ナルハ後卷ニ記ス」とさえみえる。この「後卷」は卷三六刀鍔製造補翼と考えられ、詳しくはそこで述べる。

これに対し、外装製作法は、鞘塗漆法・鮫着法・柄巻法を別巻とするほどに詳細である。しかも外装金具用金属製作・加工法もみえる。外装金具用金属とは、外装金具の原材料となる赤銅・四分一・真鍮等の各種合金のことである。また、鞘塗漆法は「刀・脇差鞘塗方」とあり、つまり大小の鞘の塗漆法である。これに様々な塗漆法（デザイン・技法）がある。鮫着法と柄巻法は、ともに滑り止めのために柄に巻く、前者は鮫皮の、後者は緒紐の巻き方である。近世の刀と脇差は概ね鮫皮を巻いた

うえにさらに平打の組紐で柄巻を施す。その組紐の巻き方は様々な様式があり、細かい技法が必要である。

#### ◆卷三三末尾

右ノ外、柄巻ニ用ユル道具ハ櫛払・鮫ヤスリ・鉄・小刀・根発等ナリ、天蠟ノ煉方ハ如常、最モ布ニテ漉シ用ユ、四季ノ加減アルヘシ、刀剣製式の最後は柄巻に必要な諸道具について記す。引用はそのまゝの部分であり、天蠟の練り方で終わる。なお、「根発」は本文中にもなく不明<sup>(28)</sup>。天蠟は樹木から採った天然の蠟のようで、鮫皮の下地として柄木に巻く和紙の接着剤として利用されたらしい。

#### ●鍔類製式二卷（卷三四〜三五）

鍔を中心にして長刀を含む製作法を記す。

#### ◆卷三四冒頭

鍔類製式一、

蓋日本二上代ニハ鍔ナシ、山鉾・手矛ナトアリ、是ヨリ鍔ヲ作り始ル、其以後応仁・文明ノ比ヨリ全ク兵士ノ道具トシテ用之、吾邦ノ神代ニ四弓・四矛・四劔アリ、四弓ノコト後卷ニ記ス、四矛ハ一二瓊矛、二ニ白矛、三ニ巖矛、四広矛ト云、四劔ハ十握劔・大葉劔・草薙劔・頭槌劔、是ナリ、何モ口伝アリ、

鍔の起源を「山鉾・手矛」に求め、「応仁・文明ノ比」から「兵士」（武士）の道具となったという。次いで記紀神話にみえる「四弓・四矛・四劔」に移る。さらに右の冒頭に続いて「古ノ山鉾・手矛ハ野夫・僧侶等用レ之」で始まる人屋の入口にあった「矛立」についての記述に続いて鍔の総論に移るといふ構成である。

鍔総論のなかにも「文正・応仁ノ頃ヨリ用ルコト多ク記録ス、其前、楠正行繩手合戦ニ、和田新発智柄ノ一丈斗リノ鍔ト云モノヲ持ト云ヘハ、其前後ノ中起レル歟」とみえる。楠正行云々のくだりには誤解があるも

の<sup>(29)</sup>、その根拠が『太平記』であることは確かで、冒頭と合わせて、鎧が南北朝時代に成立して室町時代にその使用が盛んになったという理解は歴史的に正しい理解である<sup>(30)</sup>。

しかし、「山鉾・手矛」の実態と、またそれを鎧の起源とすることの可否は不明である。また、本文では「ほこ」(漢字表記が多様なために平仮名表記とする)に関する記述は冒頭を除いて一切なく、鎧と「ほこ」との共通点や相違点を記しているわけではない。それにも関わらず、冒頭で「四矛」について記す意図もよくわからない。とはいえ、モノの起源を記紀神話に求める点は近世の歴史観として一般的なことである。ただし、それは記紀神話にみえるという事実を記しているだけであって、それに対する荒唐無稽な憶測は一切記されていない。増業は『日本書紀』の研究者としても知られるが<sup>(31)</sup>、その面目躍如である。

#### ●各巻概要

##### ◆巻三四 鎧・長刀総論

##### ◆巻三五 柄製作法

鎧・長刀総論といっても、長刀の記述は最後にわずかにみえるだけで、主題は鎧である。近世には、長刀が廃れて鎧主体となった状況を反映しているよう<sup>(32)</sup>。また、柄製作法も鎧の柄の製作法である。鎧の柄は、断面円形で、真つ直ぐで途中にわずかな湾曲があってもならず、さらに両端よりも中央部をやや太くするなどかなり繊細なものである。なお、鎧類製式には刀身製作法は記されていない。

ところで、全体にわたって、「やり」は正しく「鎗」か「鎧」と表記され、現在では一般的だが、「やり」の表記としてはじつは誤用である<sup>(33)</sup>。「槍」の表記は一切みられない。また、一部に「ほこ」とも共通する「袋鎗」の記述がみえ、これに対して通常の鎧を「中心鎗」と表記する<sup>(34)</sup>。現存遺品はもっぱら茎鎧で袋鎧は数が少ないが、袋鎧と茎鎧が対等に認識

されている。

##### ◆巻三五末尾

一、太打ノ飾又塗漆方ハ、刀剣ノ所ニ記ス、鞘ノ塗方モ同ジ、柄製作法の最後は柄製作やそれに必要な諸道具の図版が続く、その末尾が上記である。「太打」の装飾・塗漆法と鞘の塗漆法であるが、いずれも「刀剣ノ所」(刀剣製式)に記したという。しかし、鎧類製式・刀剣製式ともに「太打」のことはみえないし、刀剣製式に記される鞘の塗漆法は既述のように大小のそれで、鎧の鞘や柄の塗漆法を特に取り上げた部分はない。鎧の鞘の塗漆法は、太刀・刀のそれに準ずるとい意であらうか。

#### ●刀鎗製造補翼一卷(巻三六)

刀剣・鎧類製作法の補遺である。

##### ◆巻三六全文

##### 刀鎗製造補翼一

一、卸鍛之部、十箇條之口訣、一、造法之部、十九箇條之口訣、一、焼刃之部、十六箇條之口訣、右、四十五箇ノ口訣ハ、水心子正秀ヨリ先年我受之鍛鍊秘録ト云書ニ、刀剣・鎗ノコトヨリ地鉄ノ製造ノ善悪、彼老人力数歳ノ成功・発明ヲ記故ニ、為ニ秘事ニテ爰ニ不レ記為ニ別巻一、

巻三六の記述はこれだけである。既述のように、刀剣製式の刀身製作法が委ねた「後巻」とは、この巻三六と考えられる。しかし、刀身製作に関する全四五条に及ぶ「口訣」(口伝)は、「秘事」として水心子正秀より伝授された『鍛鍊秘録』に委ねている。

水心子正秀(一七五〇～一八二五)は、本名は川部儀八郎正秀。山形藩秋本家家臣で同藩の御抱刀工である。復古主義に基づく刀剣実用論を唱え、鑑賞主体ではなく、実戦の役に立つ刀剣の製作を推奨し、寛政期

以降に起こった作刀復興の祖となり、新々刀という新しい作風の刀剣を生み出した<sup>(35)</sup>。この水心子の思想は、盔甲製式冒頭・末尾でみた増業の思想に共通するものがあり、増業は秘伝を伝授されるほどに水心子と親交があったことがわかる。

●射器製式七卷(巻三七〜巻四三)

弓箭(弓・矢・矢の容器)とその関連具の製作法を記す。

◆巻三七冒頭

射器製式一、

蓋弓ノ起源ハ大古ニアリ、四弓ノ名目、自然ニ発ス、天地・陰陽ノ備ル器ナレハ、古ヨリ武夫崇敬之トコロノ靈器タリ、

この冒頭に続いて記紀神話の四弓について記し、弓の総論に移る。鎗類製式同様に、記紀神話にモノの起源を求めながらも荒唐無稽な憶測は一切記していない。また、日本の攻撃具の主体は、古代以来弓箭であり<sup>(36)</sup>、「古ヨリ武夫崇敬之トコロノ靈器タリ」は正しい認識といえる。

●各巻概要

◆巻三七 弓総論

◆巻三八 弓総論

◆巻三九 弓製作法

◆巻四〇 矢総論

◆巻四一 矢製作法

◆巻四二 弦、小弭革、鞞、箠、胡籥、打根、差根

◆巻四三 平胡籥、壺胡籥、矢籠、百箭台、調度懸、員矢台、矢櫃、

矢取箱、弓立、矢立革、矢筒、矢袋、弓袋、弦袋、弦巻、弦桶、天蠟皮、補皮、鞞、射籠手、騎射笠、流鏑馬胴衣、諸弓小手、行騰、敷皮、掀敷、巻藁、束藁、矢保呂、矢

印

弓は弓柄(弓本体)と弦からなり、弓柄は古代では木製弓で、中世以降に木に竹を組み合わせた外竹弓・三枚打弓・弓胎弓などの伏竹弓が成立する<sup>(37)</sup>。そのうち近世一般的な弓は弓胎弓で、木と竹を複合的に組み合わせた構造である。射器製式では総論・製作法ともに、木製弓についての記述も一部にあるが主題は弓胎弓である。

なお、小弭革は、本弭(弓の下端)に被せる革サツクのようなのだが、実態は不明。差根は、末弭(弓の上端)に仕付ける短寸の袋鏑。いわば銃剣のようなもので、打根とともに「二ノ矢ノ番フ間ナキ時用フ」とある<sup>(39)</sup>。打根は弓に番えて射る矢ではなく、手で握って突くための矢である。

矢は籥・鏑・矢羽・筈からなり、使用目的で征矢(戦闘用)・狩矢(狩猟用)・的矢(歩射競技用)・引目矢(騎射競技用)に分類できる<sup>(40)</sup>。続録でも総論・製作法ともに籥・鏑・矢羽・筈のすべてを記すが、矢を征矢等に分類する視点はなく、そのなかでも的矢に関わる記述は少ない。

矢の容器は、古代の鞞と胡籥、中世の箠と空穂、儀仗の平胡籥と壺胡籥等の多様な種類がある<sup>(41)</sup>。射器製式にも鞞(空穂)・箠・胡籥・平胡籥・壺胡籥がみえ、また矢籠から矢筒も近世特有の多様な容器(佩帯形と設置形がある)である。ただし、胡籥は、正倉院にも伝世する古代のそれではなく<sup>(42)</sup>、「箠ノヒラメ成ル物ナリ、大概如レ箠」とあり、箠の一種で方立が扁平な容器という近世の理解である。

矢袋から矢印までは弓箭関連具である。矢袋・弓袋はそれぞれ矢と弓を収める袋。弦袋と弦巻は替弦の携帯具。弦袋はポシェット状の袋、弦巻はドーナツ状で替弦を巻き付けた。中世では弦袋と弦巻は同義だが、近世では別個となったらしい。弦桶は、弦を収納する小型の桶である。

天蠟皮は図版が記されているが用途等の詳細は不明。補皮は弓立に立てた弓を束ねるものらしい。鞞(蹠)は弓射の際の弦による指の損傷を防ぐ具。両手にする騎馬用の革手袋と、右手の親指・人差し指・中指に

はめる歩射用の三碟をとくに記す。射籠手は、手甲・前腕・上腕の各部に座盤を施した軍陣用の籠手に対し、装束の左袖を束ねる狩猟や騎射競技用の籠手。騎射笠は、綾笠・蘭笠・網代笠等の狩猟・騎射競技用の笠。流鏑馬胴衣は、徳川吉宗が再興した流鏑馬で着用する着衣。<sup>(43)</sup> 諸弓小手(諸弓籠手)は、両手に着用する弓籠手。行騰(行騰)は、腰に結び付けて左右両股に装着する毛皮製の騎馬具。敷皮・敷敷は、ともに詳細は不明だが、前者は歩射の競技の射手が射場に座して待機する際の毛皮製の敷皮のようで、後者も毛皮製で腰に結び付けて尻側に垂らすものらしい。巻藁・束藁は、藁を束ねた歩射競技用の的。矢保呂は、箆に収納した矢や空穂に被せる布帛。矢印は次の末尾で述べる。

◆ 卷四三末尾

矢印、

一、羽ノ間ニ書ス、字頭ハ筈方ニス、又射付ノ節ノ際ニ書ス、字頭ヲ鏃ノ方ニ書ス事、古実ナリ、

射器製式の末尾は矢印である。これは箆に記した射手(矢の使用者)の名前であろう。矢羽の間か、または「射付ノ節ノ際」(射付節は、箆の節のうちもつとも鏃に近い位置にある節)に記し、前者は筈側の上に、後者は鏃側の上に記すという。

IV、馬具製式・雑具製式・旌旗製式・帷幕製式・砲具製式・戦具製式

次いで馬具製式・雑具製式・旌旗製式・帷幕製式・砲具製式・戦具製式に移る。

まずは馬具製式である。

● 馬具製式六卷(卷四四〜卷四九)

馬具と馬飼育具等の馬関連具の製作法を記す。

◆ 卷四四冒頭

馬具製式一

一、鞍橋惣名、前輪・後輪ニ山形・海・磯・洲浜形・手掛・雑股折・爪節・塩手孔等ノ名アリ、洲浜形ヲ鰐口トモ見入トモ云、手掛ヲ手形トモ云、雑股折ヲ雑股ト計モ云、爪節ヲ爪先トモ云、雑股ノ裏ヲ切付着トモ馬膚トモ云、居敷木ヲ居木ト云、柚木トモ呼ナリ、左右ノ間ヲ居木間ト云フ、居木先・切組・渦孔等ハ居木ニアル名ナリ、渦孔ノ内ニ捕着ノ孔・物着ノ孔ト云有之、手形ハ平治元年十二月二十七日合戦ニ、悪源太義平此時ツラ、井タレハ、鎌田政家馬ニ乗カ子タル時手形ヲ付テ乗ト義平命セラル、政家(一ニ正清)手形ヲ切テ乗レト平治物語ニ見ユ、此其始トス、

馬具製式は馬具総論のうち鞍橋から入る。冒頭は鞍橋各部の名称である。そのうち手形(前輪の左右にある挟り込み)はその由緒を記す。『平治物語』中巻・待賢門合戦にみえる逸話である。<sup>(44)</sup> ただし、もとより史実ではない。

● 各巻概要

◆ 卷四四 馬具総論

◆ 卷四五 銜・鞍橋・鐙製作法

◆ 卷四六 轡したぐら・鞍褥・力革・障泥製作法

◆ 卷四七 懸具・手助・手綱・馬杏製作法

◆ 卷四八 馬飼育具、馬具着装法、馬牽引法、厩

◆ 卷四九 馬具利害

馬具は、銜・鐙・鞍橋・鞅等を基本として様々な装具から構成され、それらが揃って実用となる。馬具総論に記されている装具は、記載順に鞍橋・鐙・銜・懸具・手綱・腹帯・手助・轡ちからがわ・逆鞅・鞍褥・鞍覆・野杏・障泥・鞍・露鏡・差繩・手繩・三尺繩・鞞くらわわい・馬面・馬甲・尾袋・浮囊・馬杏・鞍懸・鞍箱である。

このうち懸具は、鞞（面懸・胸懸・尻懸）、手助は、面懸に取り付ける総飾である。逆鞞は鐘を吊す力革で、野杓は鞞のうち切付下部の鐘の鉸具が当たる部分に施された細長い部位（金属製が通常）をいう。露鏡は、銅等で作られた円形板で、鞍に取り付ける「捕着ノ緒」という緒紐に通す飾金具。鏡鞍とは異なるらしい。この捕着緒で合戦で分捕った敵の首級を鞍橋に結び付けた。手縄・三尺縄ともに差縄の一種、鞞は馬の鼻面に渡した鼻革である。浮囊は馬で渡河する際に鞍橋に取り付ける浮子。馬杓は蹄鉄をしていない前近代の馬の蹄に装着する馬草鞋である。鞍懸は、馬から外した鞍橋を掛けておく台。鞍箱は鞍橋や鐘を収める箱である。

浮囊・馬杓・鞍懸・鞍箱等まで記されている点に統録の特徴が示されているが、それがさらに強調されるのが、馬飼育法（馬飼育具を含む）や馬牽引法さらに既のことまでが記された巻四八である。

なお、以上のような装具が揃った皆具としての馬具は、中世以降では大和鞍と水干鞍が一般的であり、ほかに公家側の馬具として唐鞍や移鞍がある。<sup>(45)</sup>馬具製式では、大和鞍等の種別名は出てこないが、記述されている各装具は武家使用の大和鞍や水干鞍のものである。唐鞍の装具は名称は出てくるが、武家の馬具ではないという理由で詳しい記述はない。

#### ◆巻四九末尾

右ノ外、馬具ノ利害・得失、又当座ノ用ヲ為スノ工夫ノ製等多シ、予カ先年著述セル軍需騎法ニ記ス、爰ニ略ス、

馬具製式の最後は馬具利害で、引用はその末尾である。馬具利害は一四項目にわたるが、その記述はどれもごく簡略であり、詳しくは『軍需騎法』という別本に委ねていることがわかる。ただし、この『軍需騎法』は、増業の著書として管見では初見で、現存するかどうか不明である。

#### ●雑具製式三巻（巻五〇～巻五二）

#### ●旌旗製式二巻（巻五三～巻五四）

#### ●帷幕製式一巻（巻五五）

この三製式は未撮影であるが、その内容を閲覧した限り、雑具製式は戦闘用着衣について記し、旌旗製式と帷幕製式は、それぞれの題目通り、前者は旗や差物、後者は戦場に陣として設置する帷幕について記している。

#### ●砲具製式三巻（巻五六～巻五八）

鉄炮・大筒等の火器製造法である。

#### ◆巻五六冒頭

#### ●砲具製式一、

一、玉目一分ヨリ十貫目玉追ノ法式、通例並筒二匁五分ノ玉三尺三寸ノ筒ニテ其順ヲ記ス、

砲具製式は筒の製作法から入る。筒とは銃身・砲身のことである。引用の内容を理解するためには、日本の火器の概略を記す必要がある。<sup>(46)</sup>

幕末に新式火器が普及するまでの日本の火器は、鉄炮・大筒・石火矢に大別できる。一方、現在の火器は、一般的には小口径・携帯式で引金がある銃と、大口径・固定式（移動も可能）で引金のない砲に分類できる。この分類に当てはめれば、鉄炮は銃、大筒は大口径の銃と砲の両方があり、石火矢は砲に相当し、<sup>(47)</sup>各銃身・砲身は、鉄炮と大筒（銃・砲とも）は鉄製、石火矢は青銅製である。

その製造法は、鉄炮は鍛造、石火矢は鑄造であり、大筒は鍛造と鑄造があり、口径が大きいと鑄造した。口径が大きい砲身は大型で高重量であるため、鍛造が困難だからである。また、鍛造の銃身・砲身は張筒、鑄造のそれは鑄筒といい、張筒には、材料となる瓦金とよぶ板金をパイプ状に曲げただけの鑄筒張と、その上にさらに帯金を螺旋状に巻き付けた巻張があった。

また、日本の玉（弾）は、球形を通常として鉄や鉛で铸造した。玉の大きさはその重さで表示し、火器の大きさも口径ではなく、玉の重さ（玉目という）で区別し、玉が重い（玉目が大きい）ほど口径が大きくなった。その単位は匁（目とも）や貫である。一匁は三・七五グラム。千匁が一貫（三・七五キログラム）である。<sup>(48)</sup>

砲具製式の最初に記されているのは巻張筒の製造法で、冒頭はその導入である。玉目一分（〇・三七五グラム）から一〇貫目（三・七五キログラム）までの巻張筒の製作法のうち、玉目二匁五分（九・三七五グラム）で筒長三尺三寸（約一メートル）の「通例並筒」（通常の筒）からその製作手順を記すとある。

### ●各巻概要

◆巻五六 張筒製作法、鉄錆色付、砲製造論、砲之台木、玉鑄型、砲図、三匁五分鳥銃寸尺勾配図

◆巻五七 鑄筒製作法、鉛精製法

◆巻五八 火薬製作法、玉性質、火繩製作法

張筒製造法は鉄炮・大筒の両方である。大筒は銃・砲区別なく一〇貫目筒まで記し、その最後に「砲製造論」として次のようにみえる。

夫鉄砲ノ製造ニ大小アリ、張筒ト鑄筒ノ二ツアリ、六・七百目玉ノ砲以上ハ方ヨリ、砲術家并鍛鍊家共に鑄砲ヲ以テ専トス、其故ハ大砲ニ至ハ鉄ノ合セ鍛鍊ノ不行届ヲ以テ火薬ノ為ニ打破ラル、ヲ恐レテナリ、然トモ鑄砲ハ歩合厚ク張筒ニ比スレバ、其掛目三倍重ク、軍旅ノ運漕ニ不<sub>二</sub>弁理<sub>一</sub>、予数年爰ニ工夫ヲワツラハス過シ年、江州ノ居住国友能当（俗名国友藤兵衛）ヲマ子キ、砲製ノ論シ、張筒ノ大砲ノ事ヲ問フ、国友曰、予カ家族、慶長年間以来、一村皆砲製ノ有<sub>二</sub>台命<sub>一</sub>、浪華二度ノ役ニ大砲ヲ張テ献<sub>レ</sub>之、然トモ一貫目玉以下ノ砲ニシテ、一貫目以上ノ砲、張筒ニ更ニ鍛鍊スル事不能ト

定ム、然<sub>レ</sub>我輩ノ者数歳歎<sub>レ</sub>之、新ニ工夫シテ貫目玉以上ノ張筒ヲ精鍊スル事ヲ近年得タリ、是以其法式ヲ守リ、鍛鍊セハ、十貫目玉ノ張筒ト雖トモ更ニ製造不能<sub>レ</sub>成コトナシ、故ニ其式ヲ廢センヲ恐レテ、国家鎮戍ノ為ニ一巻ノ書ヲ述フ、此書ヲ以テセハ、砲ノ鍛鍊家ニ非ストモ軍用ノ大砲製セラルヘシトテ我伝<sub>レ</sub>之、予此書ヲ得テ雀躍カギリナシ、故ニ秘蔵シテ繁文ヲケツリ、抄<sub>二</sub>略<sub>一</sub>之シテ記スル事如<sub>レ</sub>右ナリ、可<sub>レ</sub>秘々々、

これによれば、砲における張筒と鑄筒の境界は、玉目六・七百匁（二・二五〜二・六二五キログラム）であること。大型砲は、張筒では十分に鍛鍊できず、使用時に破裂の恐れがあるので鑄筒とすること。鑄筒は高重量で運搬が不便なこと。国友能当（家康以来の幕府御用を勤める近江の鉄炮鍛冶国友一派）が玉目十貫目の張筒でも製造できる技法を見出したこと。その技法を記した書物を増業に贈呈したこと。その書物に基づいて張筒製造法が記されていること等がわかる。続録のなかで記述の根拠を示した数少ない部分である。

続く「砲之台木」は、題目に違って内容は銃床製作法とその諸道具。ただし、記述は短い。なお、近世では「砲」よりも「炮」の表記が一般的だが、砲具製式ではこの題目のように「砲」を用い、鉄炮も「鉄砲」と表記する。

続く玉鑄型は、玉を鑄造する鉄製の鑄型で、その製造法である。玉鑄型は鉄炮用の玉目の軽い玉を作るペンチ状の鑄型で、鉄炮に合わせてセットで作り、玉の材料を溶かす鑄鍋と合わせて鉄炮とともに携帯した。なお、玉の原材料となる鉛の精製法もみえる。砲図は、題目に「砲ノ図」とあるが、描かれているのは、銃となる大筒である。続く「三匁五分鳥銃寸尺勾配図」の鳥銃は鉄炮の別称で、三匁五分筒の鉄炮の各部の寸法図である。

さて、火器にとって火薬が不可欠の要素であることはいままでもな

い。鉄炮・大筒・石火矢いずれにとっても同様である。この火薬は一九世紀後半にニトログリセリンなどを原料とする無煙火薬が発明されるまでは、世界的に硝石（硝酸カリウム）・硫黄・木炭の粉末を混ぜた黒色火薬が使用された。ただし、日本では自然の硝石はほとんど産出しないため、輸入に頼るほかにその精製法が重要な課題であった。<sup>49</sup>

砲具製式でも巻五八には火薬製造法が記され、その内容は、硫黄の精錬法や硝石・硫黄・木炭粉末の混合法ほかに、硝石の精製法が大半を占めている。続く玉性質は、材質ごとの玉の性質を記している。

最後は火縄製作法である。鉄炮はもちろん大筒・石火矢も火縄で点火し、鉄炮・大筒・石火矢にとって火縄も火薬とともに不可欠の要素である。この火縄は檜・杉・竹等の樹皮を木綿に巻き込んで縄とした。長寸のまま輪状に巻き込んだ輪火縄と、それを裁断した切火縄があり、輪火縄は銃に用い、砲は切火縄を手を持って点火する差火式であった。

#### ◆巻五八末尾

右、下捻シタルヲ此ヲ三ツ合、前二面ス車ニ仕掛テ、三線ニシテ両端ヲ強ク引張り、片方へ柔成ル木ニ通シ、此ニテ捻ヲ強ク掛テ張置キ、板ヲ幅二寸、長サ三・四寸ニ二ツ拵へ、内ニ火縄ノ太サニ溝ヲ付、二ツヲ合セ強クコクナリ、尚口伝アリ、

砲具製式の末尾は、「火縄練車」という火縄製作のための機械による火縄製作法である。引用の前にはその図版も記されている。かかる機械はその存在があまり知られていない珍しいものである。

#### ●戦具製式四巻（巻五九〜巻六二）

これは未撮影であるが、その内容を閲覧した限り、太鼓・銅鑼・法螺・楯、その他櫛や手拭い等の生活具に至るまでの、戦闘・戦場にかかわるあらゆる具について記している。

#### おわりに

以上、続録の内容を紹介した。次の課題は、未撮影の分を含めて各製式の内容のより掘り下げた検討であり、次いで増業が、続録を含む『止戈枢要』そのものを編纂した動機や背景である。

編纂の動機や背景に関しては、これまでも藩政改革の一環としての殖産興業という点が説かれていた。<sup>50</sup> 原材料の製作・加工法や製作諸道具にまでおよぶ造兵に関しての徹底した記述は、そのことを首肯させる。それならば、多くの関係者に披見させる必要があり、確かに盔甲製式の序文や末尾によれば、大関藩藩士に向けて説いていると考ええることも十分に可能である。

しかし、その一方で、版本の『機織彙編』は刊行されたものの、『止戈枢要』そのものについては、版本はもちろん写本の類もまったく存在しない。しかも、刀鎗製造補翼でみたように、刀身製作に関する全四五条に及ぶ口訣は、秘事として水心子正秀より伝授された『鍛錬秘録』に委ねているし、砲具製式のなかの「砲製造論」の末尾には「可秘々々」とあった。いずれも公開を意図しておらず、かかる点は、公共性を有する殖産興業のための編纂という目的にはそぐわない。

むしろ「可秘々々」の文言が誰に向けて発信されたのかを考えると、特定の個人や人々を想定しているように考えられる。そうであれば、その個人や人々とは、増業の子孫に向けてではないかと考えられる。その点で、原記が納められた箱蓋裏に「深秘、止戈枢要原記、全部四拾六冊、右者我実父老公之累年伝紀也、子々孫々慎勿過」と増業実子の建部昌滋の墨書がある点は見逃せない。

また、より大きな編纂の動機や背景としては、『止戈枢要』編纂当時の、諸藩における武芸奨励策や海防問題にかかわる武具や武芸の復興といった時流も考えられよう。<sup>51</sup> 水心子正秀が『止戈枢要』と同じ時期に、『刀

剣武用論』『刀剣実用論』を刊行したのも同じ流れといえる。

しかし、『止戈枢要』編纂の動機や背景の検討は、その内容の検討が済んでからの次の課題であり、一般にはその存在がほとんど知られていないわけだから、まずは内容の検討が急務である。その一環として、本稿ではまずは調査を開始した続録を中心として、『止戈枢要』全体にわたる内容の概要の紹介を試みた。

註

- (1) 例えば『改訂増補故実叢書』『改訂史籍集覧』『日本随筆大系』『続日本随筆大系』等には多くの近世故実書類が所収され、個別には屋代弘賢編『古今要覧稿』六卷(国書刊行会、一九〇五〜一九〇七年(原書房、一九八一〜一九八二年復刻))等がある。
- (2) 共同研究以外では、「与一所用と伝える太刀と矢」「那須家伝来の甲冑」(山本隆志編著『那須与一伝承の誕生』ミネルヴァ書房、二〇一二年)で、那須家伝来の近世故実書類と現存遺品を校合した。
- (3) 増業著作には、『熊野日記』(文化八年(一八一二))『練革私記』(同九年)『日本書紀私語抄』(同一年)『室八島考』(同一年)『創垂可継』(同一年)『六史兵髓』(文政三年(一八二〇))『山路枝折』(同年)『校訂日本書紀』(同年)『日本書紀文字錯乱備考』(同五年)『機織彙編』(文政一三年)『乗化録』(天保三年(一八三二))『柳営勤仕録』(同四年)『喫茗新語』(同八年)『乗化亭奇方』(同一年)『神道明証弁』(同一年)『常世長鳴鳥』(同年)『賀茂規清』(神道根源論)と合冊)『日本紀新古異同正誤』『日本紀見例』、その他多数ある。
- (4) 『改革と学問に生きた殿様―黒羽藩主大関増業―』図録(栃木県立博物館、二〇一〇年)によれば、『止戈枢要』を含む大関家文書は、大関家後裔の大関和雄氏より昭和四〇年代(一九六五〜一九七四)に当時の黒羽町に寄贈され、その後、芭蕉の館の所蔵となった。なお、この図録の存在は、鈴木彰氏より佐伯真一氏を通じて教示を受けた。両氏の学恩に謝する次第である。
- (5) 本章の記述は、前註前掲図録『国史大辞典』巻六「止戈枢要」(鈴木敏三氏執筆、吉川弘文館、一九八五年)、下鳥正憲校訂本(本文中提示)解説、三枝博音編『日本科学古典全書』一三(朝日新聞社、一九四六年(一九七八年復刻))解説、『江戸科学古典叢書』一五(恒和出版、一九七九年)解説(青木國夫氏)等に基づいている。特に図録から多くを学んだ。
- (6) 前註前掲『国史大辞典』巻六「止戈枢要」。
- (7) 註(4)前掲図録。
- (8) なお、組紐備考に基づく組紐の研究書として、木村由利子『止戈枢要組紐備考の組紐』(両野印刷、二〇一一年)がある。
- (9) 註(5)前掲図録・下鳥解説・青木解説によれば、刊本『機織彙編』は、文政一三年(一八三〇)八月に金花堂から刊行されたものが最古。その増業の跋文によれば、完成は文政九年(一八二六)二月。また、文政一二年一二月付の北村季文による序文が付く。一方、『大関家文書』のなかに、文政一三年七月付「謹受状」が残る。これは増業が『機織彙編』二冊(二部の意)を伊勢神宮外宮の豊崎文庫に奉納した受取状で、現物も神宮文庫に伝世し、増業は刊行以前に『機織彙編』の刊本を伊勢神宮に奉納したことがわかる。その後、『はたおり秘伝図式』や『桑茶蚕機織図説』等と解題されて刊行され、後者は二種あり、増業跋文と季文序文を除いて新たに明治元年(一八六八)七月の梅殿通文による序文を加えたものと、それにさらに農作物(稲・麦等)のことを加えたものがある。さらに明治三六年(一九〇三)一月には、序文・跋文・農作物すべてを除いたものが刊行された。昭和になってからも、滝本誠一・向井鹿松編『日本産業資料大系』六(中外商業新報社、一九二六年)、註(5)前掲『日本科学古典全書』一三と『江戸科学古典叢書』一五、さらに安田健訓編『日本産業史資料』三(近世歴史資料集成)第二期、科学書院、一九九一年)等に収録されている。なお、『日本科学古典全書』『江戸科学古典叢書』『日本産業史資料』いずれも文政一三年の版本を用い、『日本科学古典全書』はその翻刻、『江戸科学古典叢書』『日本産業史資料』はその影印を載せる。
- (10) 註(5)前掲『国史大辞典』巻六「止戈枢要」によれば、別録の内容は「嘉儀・飲食・衣服・家宅・進退並武家職掌・式目・訓誡・書法・茶事」とある。
- (11) この点は、註(4)前掲図録掲載の写真からも確認できる。ただし、前録は後に全面的に補修が施され、表紙も一新されたという。
- (12) 註(4)前掲図録。
- (13) 新井敦史「黒羽藩主大関増業・増業の書状に見える小泉斐との交流」(高田敬輔と小泉斐)図録、滋賀県立近代美術館、二〇〇五年)、同『下野国黒羽藩主大関氏と史料保存』(随想舎、二〇〇七年)。
- (14) 註(4)前掲図録。
- (15) 愛媛県歴史文化博物館蔵。筆者は未見だが、写真によれば、革製魚鱗札による当世具足であり、註(4)前掲図録の解説によれば、「大洲加藤家に伝来した、栗色塗りの鱗形の革を綴じた「魚鱗具足」といわれるもので、兜も含め素材のすべてが革でできていて、軽量であるため船戦用とも言われ、また胴の裏面には高価な輸入品の金唐草(ハルシャ草)が貼られている。兜鉢の裏面には、「大関括囊厨甲冑」(額製)と朱書銘があり、増業が隠居生活の中で自ら製作した鎧を、



- 実家の加藤家に贈ったものである」とある。
- (16) 以下、中世・近世の甲冑・小具足について、詳しくは近藤好和『武具の日本史』(平凡社新書、二〇一〇年) 参照。
- (17) なお、具足は、近世の小具足とセットとなった甲冑をいう場合と甲だけをいう場合があり、現在ではこれらを当世具足ともいう。一方、近世の冑は形冑(なりかぶと)といい、現在では当世冑や変り冑という。
- (18) 鈴木敬三「腹巻の名称と構造」(『國學院雑誌』六三―一〇・二一、一九六二年)、同「腹巻・胴丸・腹当考―文献所見の名称と構造」(『國學院高等学校紀要』一六、一九七六年)、同「文献理解のための武装用語の検討―軍記物語所見の腹巻を中心として」(『國學院大学大学院紀要』一五、一九八三年) 参照。なお、藤本正行『鎧をまとう人々』(吉川弘文館、二〇〇〇年) も参照。
- (19) 中世に遡る腹巻の現存唯一の遺品は、肥前・松浦家伝来の赤糸威腹当(松浦資料館(長崎県)蔵)であり、「大関文書」のなかにその彩色模写図が現存する。
- (20) 例えば彦根城博物館(滋賀県)には、初代直政以下井伊家歴代藩主の赤備(あかぞなえ)の具足を所蔵する。
- (21) 例えば国立歴史民俗博物館(千葉県)には、ともに紺糸威の中世の腹巻(右引合・草摺八間)の様式を基調とし、一領は鍔形打った星冑、一領は鍔形に獅子頭の筋冑とセットとなった二領の復古甲冑を所蔵する。
- (22) 本来の衛府太刀について、詳しくは鈴木敬三「公家の劔の名称と構造」(『刀剣美術』三四三、一九八五年)、近藤好和『装束の日本史 平安貴族は何を着ていたのか』(平凡社新書、二〇〇七年) 参照。
- (23) 劔劔について、詳しくは前註前掲鈴木論文・近藤書参照。
- (24) 市岡正一「徳川盛世録」第八章(平凡社、一九八九年) 参照。例えば増業実父の加藤泰銜画像(座像・如法寺(愛媛県)蔵)や増業養父の大関増陽画像(立像・大雄寺(栃木県)蔵)は、ともに五位を示す緋の位袍の束帯に劔劔を佩帯する姿である。
- (25) この誤解が、近世の一部にあった誤解の反映か、増業自身の誤解かは今後の検証が必要である。それにしても、続録には、本例のような本来とは異なる理解を示す部分がある。
- (26) 太刀と刀について、詳しくは註(16) 前掲近藤書参照。
- (27) 大小における刀と脇差の基本的な外装上の相違点は、刀は差表に筭、差裏に小柄付小刀を差し、鞘は切尻(一文字)。脇差は差裏に小柄付小刀を差し、筭はなく、鞘は丸尻である(小笠原信夫『日本の美術三三三―日本刀の拵』弘文堂、一九九四年)。
- (28) 『和漢三才図絵』卷二四(百工具)に、コンパスを「根発子」と表記。「発根」は「子」が欠字か。
- (29) 「柄ノ長一丈許二見ヘタル鐘」という文言が、『太平記』卷二五・住吉合戦にみえる。住吉合戦は貞和三年(正平二年・一三四七)一月で、連動はしているが正行が戦死した四条繩手合戦は翌年正月である。また、問題の鐘を使用したのは、同じく正行配下ながら「和田新発智(新発意)」源秀ではなく、源秀とともに奮戦した阿間了願である。近藤好和『騎兵と歩兵の中世史』(吉川弘文館、二〇〇五年) 参照。
- (30) 鐘の初見は、元弘四年(一二三四)の「曾我乙房九代道為合戦手負注文」(南部文書)に「以二矢利被レ突レ胸、半死半生了」とみえる「矢利」であり、それから遡っても鐘の成立時期は鎌倉時代末期と考えらる。近藤好和「南北朝期の戦闘―中世的武具の行方」(同『中世的武具の成立と武士』吉川弘文館、二〇〇〇年)、前註前掲近藤書参照。
- (31) 註(3) 参照。
- (32) 長刀は中世では太刀や刀とともに主要攻撃具のひとつであったが、近世になると鐘にその地位を譲った。その状況はどれであれ戦国合戦屏風をみれば明らかである。同時に、戦国合戦屏風によると、大将には一人必ず長刀持が従う。例えば「長篠合戦屏風」(犬山城白帝文庫(愛知県)蔵)では、織田信長・羽柴秀吉・徳川家康(植村庄右衛門)の付箋を貼るが誤謬・武田勝頼いずれにも長刀持が従う。註(25) 前掲「徳川盛世録」第三章によれば、この長刀持は、將軍家以下特定の大藩の大名行列にも継承され、いずれも將軍・大名の乗物(駕籠)の前に供奉し、その長刀持および長刀を「打物」と称した(根岸茂夫『大名行列を解剖する』(吉川弘文館、二〇〇九年)も参照)。また、近世には武家女子の婚礼道具のひとつに長刀が加えられ、長刀は女子の武具と認識され、近代以降の武道にも継承された。かかる近世の長刀については別稿で考えたい。
- (33) 「槍」の正しい和訓は「ほこ」であり、また、「鐘」は国字(日本で成立した漢字)である。この「やり」の表記の問題(特に「槍」が誤用である点)は、筆者は折に触れて主張しているが、最初は「長刀源流試考」(註(30) 前掲近藤書(二〇〇〇年「初出一九九五年」))である。なお、「なぎなた」の表記も、中世では「長刀」が一般的で、「薙刀」が一般化するのには近世になってからである(上記拙稿参照)。
- (34) 袋鐘は、刀身下部が袋状(ソケット状)になった穂袋造で、そのソケット部分に柄を差し込む。これに対して通常の鐘は太刀・刀・長刀等と同様に茎造で、刀身の茎部分を柄に差し込む。正倉院遺品から明らかのように、古代の「ほこ」は原則的に穂袋造で、袋鐘と「ほこ」は構造的に類似性がある。ただし、だからといって「ほこ」が袋鐘に変化したと考えるのは早計である。
- (35) 水心子正秀の作刀思想を体现した書物に、『刀剣武用論』と『刀剣実用論』(各二卷(前後編))があり、後者は前者の再刊本(一部削除部分がある)である。前編は、正秀が上田常徳の質問に答えた武広安英書写の長文の書簡を、後編は、

- 正秀と石井定国との往復書簡を掲載する。武用論前編は、安英と井上清章の各序文によれば、書簡の書写が文化八年（一八一二）、刊行が翌年。同後編は松井貞英の序文によれば、刊行が文政三年（一八二〇）。実用論は前後編ともに文政七年（一八二四）刊行である。なお、正秀の書物をまとめた刊本に、川口陟編『水心子正秀全集』（南人社、一九二六年）がある。
- (36) 近藤好和「弓矢と刀剣 中世合戦の実像」（吉川弘文館、一九九七年）、同「中世武士論の前提―律令制下における弓箭の位置―」（註（33）前掲近藤書（初出一九九五年））、同「武器の中世化と武士の成立」（元木泰雄編『日本の時代史七 院政の展開と内乱』吉川弘文館、二〇〇二年）等参照。
- (37) 弓について、詳しくは註（16）前掲近藤書参照。
- (38) 厳島神社（広島県）に、「生年十八歳敬白、安芸国厳島之住渡辺弥十郎、慶長十一年十月」と墨書銘がある弓胎弓が伝世し、慶長十一年（一六〇六）という年紀は、弓胎弓として初期のものと考えられる。
- (39) 『太平記』巻一五・正月二十七日合戦事で、因幡堅者全村は矢を弓で射るのではなく、手突きで使用するが、これは打根とは相違する。註（29）前掲近藤書参照。
- (40) 矢について、詳しくは註（16）前掲近藤書参照。
- (41) 矢の容器について、詳しくは、兵仗は註（16）前掲近藤書、儀仗は近藤好和「公家の弓箭」（註（33）前掲近藤書、註（22）前掲近藤書参照。
- (42) 古代の胡籙について、詳しくは前註前掲近藤論文、註（16）前掲近藤書参照。
- (43) 中世の流鏑馬は南北朝期頃には中絶し、それを再興したのは徳川吉宗である（『徳川実記』「有徳院殿御実記付録」巻一二）。その際に「調度ども」（弓箭などを含めた装束類）も再興された。近藤好和「騎射と流鏑馬―その射法について―」（『日本歴史』六三〇、二〇〇〇年）参照。
- (44) この逸話は、『平治物語』のうち古活字本や金刀比羅宮本にみえ、古態本（学習院大学蔵本）にはみえない。『平治物語』のなかでも新たに加わった逸話である。
- (45) 馬具について、詳しくは註（16）前掲近藤書参照。
- (46) 日本の火器やその製造法について、詳しくは宇田川武久『鉄炮と石火矢』（『日本の美術三九〇』弘文堂、一九九八年）、国立歴史民俗博物館編『歴史のなかの鉄炮伝来 種子島から戊辰戦争まで』図録（国立歴史民俗博物館、二〇〇七年）、註（16）前掲近藤書参照。
- (47) 前註前掲宇田川書・図録によれば、石火矢はヨーロッパのフランキ砲（仏狼機砲）である。これは、砲身（母砲）とは別個に入子（子砲）があり、入子に一発分の火薬（玉薬）と玉を詰めて母砲の元口（砲尾）に装填し、切火縄で入子の火門に点火した。
- (48) 玉目と口径の対応関係に明確な基準はないが、三匁（一一・二五グラム）玉で口径一・二センチ前後、六五匁（二四・三七五グラム）玉で口径三・四センチ前後という（前註前掲図録）。また、遺品によれば、関流一貫目大筒（国立歴史民俗博物館蔵）で口径八・五センチである。これは引金のある銃で、銃身は九二センチと短い。
- (49) 日本での黒色火薬の製法については、宇田川武久『真説 鉄炮伝来』（平凡社新書、二〇〇六年）参照。
- (50) この考えは、註（4）前掲図録、註（5）前掲各書いずれにもみえる。
- (51) 当該期の海防と軍事については、例えば梶輝行「近世後期の日本における洋式兵学の導入」（松木武彦・宇田川武久編『人類にとつて戦いとは二 戦いのシステムと対外戦略』東洋書林、一九九九年）参照。
- (52) 註（35）参照。
- 【付記】 本稿提出後、続録すべての調査（撮影）を終えた。しかし、その成果は本稿に反映できなかった。本稿で未調査となっている部分は改めて紹介したい。
- また、本稿の内容は、軍記・語り物研究会第三九三回例会で報告した。席上、貴重なお意見を賜った諸氏に謝意を表する次第である。
- （國學院大學文学部非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究員）  
（二〇一三年一月二五日受付、二〇一三年七月三〇日審査終了）